

令和6年第4回定例会 市民厚生常任委員会審査記録

- 1 日 時 令和6年12月11日（水） 午前10時00分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 請願第5号 年金積立金を活用して安心して生活できる公的年金を求める請願
議第122号 村上市墓地設置条例の一部を改正する条例制定について
議第123号 山北地域活動支援センター設置条例を廃止する条例制定について
議第124号 公の施設に係る指定管理者の指定について
議第137号 令和6年度村上市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
議第138号 令和6年度村上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
議第139号 令和6年度村上市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 4 出席委員（7名）

1 番	渡 辺 昌 君	2 番	長谷川 孝 君
3 番	川 村 敏 晴 君	4 番	大 滝 国 吉 君
5 番	山 田 勉 君	6 番	上 村 正 朗 君
7 番	鈴 木 一 之 君		
- 5 欠席委員（なし）
- 6 地方自治法第105条による出席者
議 長 三 田 敏 秋 君
- 7 委員外議員（なし）
- 8 オブザーバーとして出席した者（なし）
- 9 説明のため出席した者

副 市 長	大 滝 敏 文 君
政 策 監	須 賀 光 利 君
税 務 課 長	永 田 満 君
同課収納対策室長	石 田 百合子 君
同課市民税室長	小 野 由 香 君
同課資産税室長	小 林 精 司 君
市 民 課 長	小 川 一 幸 君
同課生活人権室長	前 川 龍 也 君
同課市民年金室長	鈴 木 恵 美 君
同課自治振興室長	石 田 浩 二 君
環 境 課 長	阿 部 正 昭 君
同 課 参 事	大 滝 誓 生 君
同課生活環境室長	宮 村 勉 君
同課環境政策室長	本 間 陽 子 君
保 健 医 療 課 長	押 切 和 美 君
同課健康支援室長	船 山 幸 文 君
同課国保室長	林 洋 一 君
同課国保室副参事	渡 邊 智 雄 君
介 護 高 齢 課 長	志 田 淳 一 君
同課高齢者支援室長	川 村 勇 治 君
同課高齢者支援室主幹	田 中 加代子 君

同課介護保険室長	瀬 賀 由 香 君
同課介護保険室係長	石 山 寛 子 君
福 祉 課 長	太 田 秀 哉 君
同課福祉政策室長	佐 藤 一 幸 君
こ ど も 課 長	山 田 昌 実 君
同課子育て政策室長	長谷部 淳 君
同課子育て支援室長	高 橋 洋 一 君
同課子育て支援室係長	志 田 真 弓 君

10 議会事務局職員

局 長	内 山 治 夫
書 記	山 田 ひろみ

(午前10時00分)

委員長（鈴木一之君）開会を宣する。

○本委員会の審査の順序については、請願第5号について請願者の意見を聞くこととしたので、請願の審査において協議会を開催し、委員会再開後、審査日程どおり付託議案の審査をすることに異議なく、また、議会申合せにより請願者の説明及び質疑の間は休憩として会議録に残さないこととし、そのように決定する。

委員長（鈴木一之君）請願者（全日本年金者組合新潟県委員会本部委員長 稲葉正美氏、全日本年金者組合村上岩船支部長 森川信夫氏）を入室させる。

日程第1 請願第5号 年金積立金を活用して安心して生活できる公的年金を求める請願を議題とし、請願者（全日本年金者組合新潟県委員会本部委員長 稲葉正美氏、全日本年金者組合村上岩船支部長 森川信夫氏）から請願の趣旨について意見陳述を受けた後、審査結果を文書で通知する旨を伝えて退席または傍聴させ、審査に入る。

委員長（鈴木一之君）暫時休憩を宣する。

(午前10時04分)

(午前10時37分)

委員長（鈴木一之君）協議会の開会を宣する。

(審 査)

鈴木委員長
長谷川 孝

これから審査に入ります。御意見のある方は発言願います。
1年前ぐらいにも、基礎年金だけで生活している村上市の方ってどのぐらいいるのかなということで市民課とか税務課とかで調べてもらったのですが、独り住まいの方が、親戚関係とか、親兄弟とか、そういうのにお世話になっているとかというのを抜けると、なかなか抽出しにくいということでありました。今稲葉さん言われたように、村上と湯沢が非常に多いということを踏まえて、やっぱりもう少しきちんと調べられればいいのではないかなというような気もするのですが、そういうふうな意味で、ちょっとその辺が私としては気になる、調査してもらえ

ばなというような気がするのですけれども、その辺について、どなたか意見がありましたらお願いします。

鈴木委員長
上村 正朗 今2番委員から調査云々というお話もございましたのですが。
生活保護の保護率、村上市、新潟県内だと新潟市に続いて高いのです。なぜかなという私疑問を持っていたのですけれども、今稲葉さんとか長谷川さんの話聞いて、基礎年金だけの人が多いというのも、もしかしたらその原因の一つなのかなという気がしますので、何かその辺はまずデータがないといろんな政策も打てないわけですので、何らかの形でやっぱりそこは把握していただいたほうが政策展開という意味では大事なことだと思いますので、賛成でございます。何とか調査していただきたいなと思います。

(自由討議)
(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)
(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、請願第5号は、起立全員にて採択すべものと決定した。

事務 局長 ただいま採択すべきことと決定いただきました請願につきましては、最終日に議員発議をしていただく運びとなります。つきましては、本市議会の様式にのっとり、成文化したものを準備いたしておりますので、お帰りの際に御署名のほうをお願いいたします。以上でございます。

委員長（鈴木一之君）暫時休憩を宣する。
(午前10時40分)

委員長（鈴木一之君）理事者を入室させる。

委員長（鈴木一之君）委員会の再開を宣する。
(午前10時51分)

日 程 第 2 議第122号 村上市墓地設置条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（環境課長 阿部正昭君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

環境 課長 おはようございます。それでは、お願いいたします。議第122号 村上市墓地設置条例の一部を改正する条例制定につきまして、これまで無料としておりました使用料を、整備が完了しました羽黒町墓地の20区画につきまして、永代使用料を1区画当たり10万円として令和7年4月から貸し出す予定としてございます。その条例改正でございます。よろしく御審議お願いいたします。

(質 疑)

渡辺 昌 20区画ということなのですから、この事業ってもう五、六年前に実際墓に看板立てて、所有者の方御連絡くださいみたいな手続を何年かやって、あと新聞とか出して、所有されているかどうかというのをきちんと確認した上で整備されたと思うのですけれども、この20区画というのは、逆にそれで出た区画、敷地ということなのではないでしょうか。

環境 課長 無縁墓地の調査を実施いたしまして、公告期間を設けて、その後連絡がなかったものについて、墓石等を移動というか、撤去しまして、改葬して、そこから生まれたのが20区画ということでございます。

渡辺 昌 その手続をやって、実際に所有者が分かった墓というのもあったのですか。

環境 課長 所有者が分からなかったものですから、そこを墓石撤去したという形になります。分かった件数は一件もございません。

渡辺 昌 今まではそういう無縁仏の状態を羽黒町の墓地の隣にある宝光寺さんでしたっけ、お寺さんが掃除、どの程度の管理しているのか分からないですけれども、最近年間1万円を謝礼というのですか、という形で予算書にも載っているのですけれども、この区画されたことによって今後の維持管理、清掃とか、その辺はどういうふうに考えているのでしょうか。

環境 課長 宝光寺さんが実際全てを管理していただいているわけではなくて、宝光寺さんに関係ない墓地の部分について、お墓掃除ですとか、それで水道とか宝光寺さんの水道とかをお使いになるものですから、そのまず水道料ほかと、やっぱり駐車場の使用ですとか、あと若干清掃等ありますけれども、その辺の維持管理の部分です、宝光寺さんが。

長谷川 孝 この前、本会議か何かのときに、この議案の関連で、岩船の市有墓地が来年度から調査に入るという話されたのですが、できればそのスケジュールとか決まっているのだったら、ちょっと教えてもらいたいのですが。

環境 課長 来年度からやはり無縁墳墓の調査等入らせていただいて、やはり3年ぐらいはその調査にかかるのではないかと思いますし、規模的にどのぐらいの面積っていいですか、区画を見なければいけないのかというのをまだはっきり詳細つかんでおりませんので、やはり若干年数はかかるのかなということでございます。

長谷川 孝 合併前からもうずっと、松村助役のときからこの問題なかなか取りかかろうとしてもできなかった問題なのです、実際。というのは、一番いい場所でうち1軒ぐらい建つぐらいの方の墓地があったり、現在もそういうふうな形になっています。ですから、例えば区画整理とかするのだったら、するのでもまあいいのですけれども、私はあそこ市有墓地のために、松の枝とかも市が伐採しなければ駄目だということで、重機とか入ると相当お金かかっていると思います。ですから、無料で市有墓地を使用するという時代ではないと私も思います。自分もそこにあるのですけれども、ですからやっぱり相当時間はかかるかもしれないけれども、何とかうまく、使っていない方も、全く無縁墓地みたいになっているところもありますので、心してやるのだったらやってもらいたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

環境 課長 そのように努めさせていただきます。

川村 敏晴 2点ほどお聞きしますが、この永代使用料を払ったお墓について、これ何十年もたってからなのですから、放置状態になって、所有者の追跡もできなくなったというような状況って今後想定されないとは言えないのだろうと思うのですが、そのためのということか、永代使用料をもらう契約をするときに、その場合は今回の

ように無縁墓地として撤去し、新たにとかというふうな、そういう取決めみたいなのはあるのですか、今回。

環境 課長 まず、実際想定はしていないのですけれども、墓地が少なくなって、何十年先になるか分かりませんが、管理されていない墓地が多数あるのであれば、やはり調査して撤去したりという形にはなろうかと思いますが、10年、20年の話ではないと思うのです。ですから、ちょっと今のところは考えられないのかなということでございます。

川村 敏晴 今回の世の中だから、私は10年後はあり得ると思っているのです。要は我が家にとっても、今いる子供たちの、その先の代になってくれば、今あるお墓について、誰がどう管理するかというようなのを嫌だという考え方も出てきているわけです。それに対して料金をもらうときに何年間連絡、所有者のあれが出ないようなときは、改めてまた次の世代に造り直すとかということも考えなければならぬでしょうし、そんなこともやっぱり念頭に入れておく必要がある時代なのではないかなと思って今お聞きしたのですが、もう一つ、今では無縁墓地だったところを連絡取れないで、整地して、新たに20区画造った。では、今無料で使っている方々が今言ったような状況で無縁状態になって、放置されて、墓地としてのていをはななくなった場合に、また同じようなことを計画する予定というか、そういう考えはあるのでしょうか。

環境 課長 やはりそういうふうに、今と同じような仕組みでやっていかなければいけないのかなと考えております。

渡辺 昌 この条例とは関係ないですけれども、関係ないというか、関係なくはないですけれども、ある朝日地区のお寺さん行ったときに、墓地の入り口に新しく人が入られるぐらいの建物だったのです。それを聞いたら、結局共同墓地というのですか、1件分の墓ではなくて、お墓持っていない方とか、あとはお墓あるけれども、実際今後のその後の管理のことを考えて、自分の今までの墓をなくして、そこにお骨だけ入れるようなものだって言われて、中見せてもらったら棚があって、お骨が入っていたのですけれども、今の家族の在り方みたいにと考えると、市営墓地の中でも共同墓地というのですか、そういうのをもう考えていってもいいのかな、そういう時代になっているのかなと思ったのですけれども、今回こういう、今後もそういう市営墓地整備していく中でそういうのって検討とか、そういうのは今回あったかどうか、今後どうすることを検討してはどうかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

環境 課長 羽黒町墓地の敷地内に今ほど無縁仏の改葬したお骨を入れる共同墓地、大きなのを市で造ってございます。今あります。

渡辺 昌 やられていたということですか。前からあったわけですか。

生活環境室長 この無縁墳墓を集めるときに、以前大きな墓石を造って、そこには入れているものはあるのですけれども、今委員おっしゃったのは、そういう仕組みを改めて市でつくったほうがいいのではないかなというふうな御質問だと思いますので、そこはこれから、委員おっしゃるとおりそういう家族の形態いろいろ変わってきているものですから、そこは私どももこれから研究してまいりたいと思って、そういう仕組みも研究してまいりたいと思っております。

上村 正朗 それでは、幾つか教えてください。初日、本会議でも質疑がありましたので、ちょっと聞き漏らしているところもあるかもしれませんが、御容赦いただきたいと思います。1点は、羽黒町の墓地の区画の大きさというのは。

環境 課長 3.3平方メートルになっております。

上村 正朗 了解です。収益という言い方は悪いですがけれども、20区画、10万円ですから、きちんと貸出しができれば200万円の収益があるわけですがけれども、整備費用というのはどのくらい、今までの無縁墓地の改葬なんかもお金かかるのかなと思いますけれども、その辺整備費用と、その財源も一緒にお聞かせいただければと思います。

環境 課長 令和元年度から行いまして、220万円ほど経費としてはかかっています。一般会計からの支出になります。

上村 正朗 趣旨だけ考えてやる事業ではありませんので、でも220万円かけて200万円ですので、初日の質疑でもあったと思いますけれども、今墓じまいする人が増えている段階で20区画というのは大丈夫なのかなと思いますけれども、その辺の需要の見込みなんかは大丈夫ですか。残ったなんていうことはないのでしょうか、大丈夫でしょうか。

環境 課長 今現在でお待ちいただいている方が1件ございます。この先につきましては、ちょっと見通しは立っていないのですけれども、市で持って、区画を確保しておかなければいけない部分なのかなという判断でございます。

上村 正朗 その辺ある程度のストックというかは必要かどうか分かりませんが、220万円かけて整備したものであれば、やはりそれは大部分はちゃんと利用というか、活用できるように、ぜひその辺は周知していただければ、1件しか建たなかったということになると、それはそれで大変だと思いますので、ぜひその辺は御努力いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

環境 課長 ホームページ等にも掲載しまして、その辺につきましては周知していきたいと考えてございます。

(自由討議)
(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)
(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第122号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日 程 第 3 議第123号 山北地域活動支援センター設置条例を廃止する条例制定についてを議題とし、担当課長（福祉課長 太田秀哉君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

福祉 課長 よろしく申し上げます。議第123号は山北地域活動支援センター設置条例を廃止する条例制定についてであります。山北地域活動支援センターぬくもり工房につきましては、昭和51年に建設された校舎建物を使用しまして、平成19年4月より運営してまいりました。建設から48年が経過しまして建物の老朽化が進んでいることから、福祉センターより花会館に移転することとしたため、当該設置条例を廃止しようとするものであります。なお、移転後の運営につきましては、村上市地域活動支援センター事業及び地域活動支援センター機能強化事業実施要綱により継続して運営を行ってまいります。以上、よろしく御審議のほどお願いいたします。

(質 疑)

- 上村 正朗 ないようですので、幾つかお聞かせください。基本的な話なのですけれども、設置条例、位置だけ変えれば、条例廃止しなくてもいいのではないかなと非常に単純に考えるとそう考えるのですけれども、廃止する理由をお聞かせください。
- 福祉 課長 当該地域活動支援センターにつきましては、以前こちら共同作業所ということで、ずっと運営がなされてきました。平成19年度、法律改正に伴いまして地域活動支援センターに移行しまして、法律と要項に基づいて運営がなされているところ、建物の中に所在しておりましたので、設置条例を設置していたという経緯がございます。市町村合併後に村上市では先ほど申し上げました法律並びに実施要綱、こちらのほうが二重立てになっております。類似施設としましては、やまびこの家、こちらがございます。こちらにつきましても設置条例を組んでおりまして、ずっと運営がなされてきたのですけれども、途中指定管理を経まして委託事業に変更し、この要綱に基づいて運営がされていると。ついては、今回のぬくもり工房についても、同様の取扱いということで廃止条例を提案させていただいたということになります。
- 上村 正朗 もう一点、今度移転するところは今よりもかなり狭くなるのでしょうか。今結構製品とか、いろんな器具類、いろんな作業に使うものがかなりあると思うのですけれども、それはどのように、全部入るのでしょうか。
- 福祉 課長 今現在は山北地域内にあります工場からの委託物、生産の加工物をメインとして行っております。こちらにつきましては、基本作業台のみという形になりますので、そちらは移動してまいります。なお、自主事業におきまして作成しておりました廃油から石けんを作る、こういったものにつきましては、現在使用している建物、ぬくもり工房の建物を倉庫代わりとしまして当面の間は置いておくと、必要に応じてこちらの新たな場所に移動してくる、こういう形態を取っていくこととしております。
- 上村 正朗 最後です。今ある建物は特にどうするという今後の目的、予定はないのかもしれませんが、荷物を置いておくと、そのとき今後何かそこを活用する、解体するといふときに非常に手かせ足かせになるので、そこを倉庫代わりに使うというのはやっぱりなるべく早く解消したほうがいいと思いますけれども、その辺はいかがでしょうか。
- 福祉 課長 当面の間というふうに申し上げましたけれども、ゆり花会館の使用状況、特に集会施設周辺のところで若干空いている倉庫等もございますので、こちらは所管課並びに指定管理者、そちらのほうと協議の上、可能であれば移動のことを考えていきたいと思っております。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第123号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程 第 4 議第124号 公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とし、担当課長（こども

課長 山田昌実君) から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

こども課長 こども課です。よろしくお願いいたします。それでは、議第124号、令和7年4月から指定しようとする公の施設に係る指定管理者の指定について御説明をいたします。本案は、むらかみ病児保育センター及びあらかわ病児保育センターに係る指定管理者の指定につきまして、公募により現在の指定管理者である学校法人北都健勝学園・社会福祉法人真心福祉会共同事業体を引き続き指定しようとするものであります。指定期間は令和12年3月までの5年間であります。なお、選定の経緯、指定管理者となる団体の概要、施設管理及び運営の提案要旨等につきましては、指定管理の指定に係る資料、2ページから4ページに記載されておりますので、併せて御参照をお願いいたします。説明は以上であります。

(質 疑)

渡辺 昌 それぞれの施設の利用状況とか、その推移みたいな資料ありましたら教えてください。

こども課長 あらかわ病児保育センターにつきましては、平成29年の7月1日から開設をしております。第1期につきましては、令和2年3月31日までを1期といたしまして、2年9か月間運営をしておりました。その後、第2期ということで、令和2年からこの令和7年3月31日まで第2期ということで行っております。また、むらかみ病児保育センターにつきましては、令和2年の12月に開設をいたしました。この令和7年3月までで4年4か月という年月を開設しております。このたび両方の施設をこの年度末で終えまして、両方の施設、むらかみ病児保育センターとあらかわ病児保育センターを合わせて指定管理にするという形態を今回取ったものであります。利用人数のほうについても申し上げますけれども、過去3年間の利用で申し上げますが、あらかわのほうは、コロナ禍になっておりましたので、令和2年は76名、令和3年は49名、令和4年が217名、令和5年が359名ということで、コロナ禍から少しずつ回復してきているというような状況であります。また、むらかみ病児保育センターのほうですが、令和2年、開設12月でしたので、利用者は10名でありました。その後、令和3年が115名、令和4年が454名、昨年度、令和5年が700名ちょうどということで、少しずつ利用者が増えているというような状況であります。

上村 正朗 1点教えてください。この団体に、管理運営していただくことで異議はないのですけれども、ちなみに保育士の勤務年数とか、そういうのはつかんでいますでしょうか。入れ替わりとか、そういう勤務年数みたいなのは。

こども課長 従事している保育士につきましては、真心福祉会さんのほうで従事されているということですが、その保育士が年数何年かというのはこちらのほうではつかんでおりません。

上村 正朗 病児保育、病後児保育、非常にナイーブというか、配慮しなくてはいけない子供さんを保育するわけですので、ほかのところの例を見ると、割と入れ替わりが激しいといえますか、短期間で保育士が替わってしまう例もあるというふうに聞いていますので、そうするとやっぱりそういう配慮が必要、専門的な支援を必要な保育やっているとしますので、あまりにもそれが頻繁であれば、ちょっと市としてもいろいろ支援考える必要があるのかなと思うのですけれども、その辺状況を把握していただければなと思いますけれども、いかがでしょう。

- こども課長 その状況につきましては、指定管理者の選定委員会の中でも議題に上がったところでございます。離職率についてということでもあったのですが、スタッフについては病気ですとか、あるいは結婚で離職されるというようなことはございますけれども、そういったところについては離職されているということですが、そのほかについては引き続き従事していただいているというところでございます。法人においても、その辺りは非常に配慮して配置していただいていると考えております。
- 渡辺 昌 指定管理の資料の4ページ、指定管理の積算内訳の表あるのですが、この中の支出の委託料と、事業費と、その他の具体的な内容について教えてください。
- こども課長 委託料のほうであります。委託料につきましては、機械警備の委託料、それから隣接している医療機関、指導医に対する委託料、それから施設維持管理等の委託料になります。それから、その他のほうであります。その他は駐車場の使用料、それから手数料、保険料、リース料、そのほか一般管理費というような項目になってございます。
- 渡辺 昌 事業費についても。
- こども課長 事業費のほうですが、こちらは消耗品費、それから通信運搬費、それから職員の旅費、広報費、それから研修費並びに職員の健康診断検査料、あとユニフォーム代等になっております。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第124号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第5 議第137号 令和6年度村上市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を議題とし、担当課長(保健医療課長 押切和美君)から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

保健医療課長 よろしく申し上げます。それでは、議第137号 令和6年度村上市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について説明いたします。歳入歳出の総額にそれぞれ2億4,360万円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ57億2,660万円とするものです。歳入につきましては、7ページ、8ページを御覧ください。5款1項1目保険給付費等交付金、説明欄1、普通交付金2億2,250万円は、保険給付費の増加に伴う追加交付となります。説明欄2、保険者努力支援分169万9,000円は、会計年度任用職員の報酬改定に伴う追加交付分です。7款1項1目一般会計繰入金ですが、こちらは説明欄1から6までは交付税算入額の確定による増額となります。8款1項1目その他繰越金は、1,185万4,000円です。続きまして、9、10ページの歳出となります。1款1項1目一般管理費は、人事異動に伴う調整となります。2款1項1目一般被保険者療養給付費、2項1目一般被保険者高額療養費は、決算見込額に対する不足分の補正となります。4款1項1目保健事業費は、会計年度任用職員の報酬

改定に伴う増額となります。11、12ページの7款1項5目保険給付費等交付金償還金、6目特定健康診査等負担金償還金、7目社会保障・税番号制度システム整備等補助金償還金は、令和5年度の精算に伴うものです。8款1項1目予備費は調整によるものです。以上です。

(質 疑)

上村 正朗 歳入のところだけ1つ教えてください。保険給付費等交付金で普通交付金2億2,000万円入っていますけれども、これ例年今頃の時期、半年、七、八か月たって、今頃例年こんな感じで調整するのでしょうか。

保健医療課長 例年どおりとなっております。

上村 正朗 最後に、これ県のほうから交付してくれるわけですが、何か上限、村上はこれ以上は駄目だとか、そういうのは大丈夫、どういう基準で来るのでしたっけ。

保健医療課長 上限はありません。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第137号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日 程 第 6 議第138号 令和6年度村上市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)を議題とし、担当課長(保健医療課長 押切和美君)から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

保健医療課長 それでは、議第138号 令和6年度村上市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について説明いたします。歳入歳出それぞれ820万円を減額し、歳入歳出それぞれ9億4,820万円とするものです。7ページ、8ページを御覧ください。歳入についてです。3款1項1目一般会計繰入金は、保険基盤安定負担金の確定と人件費の調整によるものです。4款1項1目繰越金は、前年度の繰越金となります。続きまして、歳出です。9ページ、10ページを御覧ください。1款1項1目一般管理費は、職員人件費の増額によるものです。2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金は、額の確定による減額となります。6款1項1目予備費は、歳入歳出調整によるものです。以上です。

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第138号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第7 議第139号 令和6年度村上市介護保険特別会計補正予算(第2号)を議題とし、担当課長(介護高齢課長 志田淳一君)から説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)

保健医療課長 それでは、議第139号 令和6年度村上市介護保険特別会計補正予算(第2号)について説明いたします。歳入歳出にそれぞれ5,030万円を追加しまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ87億7,070万円にしようとするものです。資料の7ページ、8ページを御覧ください。歳入になります。今回の補正の内容につきましては、介護保険給付費の過不足の調整と人件費の調整、あとは新規支援事業に係るものとなります。歳入の4款から6款にかけましては、国・県支払基金になりますけれども、それぞれの法定負担割合で算出させていただいております。8款の繰入金のうち介護保険給付等準備基金繰入金1,873万7,000円につきましては、訪問介護事業所の支援金分で1,400万円、あと介護保険給付費への充当分としまして473万7,000円となります。続きまして、歳出になります。9ページ、10ページを御覧ください。1款総務費につきましては、主に人件費の調整となります。3項1目の認定調査会費の説明欄、介護認定審査会システム改修委託料の373万4,000円の減でございますけれども、こちらにつきましては介護認定審査会システムを標準化システムの対応にするための委託料となりますけれども、作業内容の変更により減額となるものでございます。2款保険給付費につきましては、介護保険給付費の調整となります。令和6年4月以降の支出済みの給付費から推計して計上させていただいております。3款地域支援事業費につきましては、主に人件費について調整をさせていただくものでございます。次に、その下、4款の保健福祉事業費につきましては、市内に所在します訪問介護事業所、14法人の事業所になりますけれども、そちらに対する運営費の支援を行うものとなります。訪問介護事業所支援金につきましては、令和6年度報酬と令和5年度の報酬の差額分に加えまして、令和6年度の介護報酬改定率分として0.61%を加えて交付させていただくものです。訪問介護事業所燃料費支援金につきましては、各事業所の所有といいますか、訪問介護に使用している車1台当たり月当たり3,000円と、事業所から7キロの距離にある利用者宅へ訪問した場合に1回につき50円を加算して交付するものです。次に、15ページ、16ページを御覧ください。5款基金積立金でございます。こちらにつきましては、過年度事業費の確定に伴う介護保険料の積立金となります。7款、国庫支出金等返還金につきましては、過年度事業費の確定に伴う返還金となります。説明は以上でございます。

(質疑)

上村 正朗 それでは、教えてください。歳出のほうの4款1項3目でしょうか、保健福祉事業の新規の訪問介護事業所支援事業経費、大変新設ありがとうございました。訪問介護事業所の支援金の中身が早口でちょっとよく分からなかったのもう一回ゆっくり、メモできるようにもう一度お願いします。

介護高齢課長 すみませんでした。令和6年度の介護報酬と令和5年度の介護報酬を比べさせてい

ただきまして、毎月ごとに比較しまして、令和5年度の報酬のほうが高いものですから、その差額についてまずは交付させていただきます。そして、その差額に対しまして、令和6年度につきましては、介護報酬全体で介護報酬改定分として0.61%改定になっているということでしたので、その分を加算させていただいた上で各法人さんへ交付していくというようなことになります。

上村 正朗 前半の令和5年度と令和6年度、下がった分の差額の補填は分かったのですけれども、その後の0.61%の加算のところ、すみません、あれが悪くて申し訳ないけれども、そこをもう一度、もうちょっと分かりやすくお願いします。

介護高齢課長 すみません。介護報酬、令和6年度改定になりまして、各サービス、全体で1.59%改定されましたというようなことで国から言われております。そのうち0.98%というものにつきましては、処遇改善分ということで、お勤めの職員さんの人件費に充てなくてはならない分の改定になってございます。残りの0.61%につきましては、法人さんが得る報酬になるかと思うのですけれども、その分がないもので、加算のほうを。

上村 正朗 分かりました。ありがとうございます。そうしますと、このたびの改定でちょっとマイナスの影響があったわけですが、そこは基本的に解消されたというふうに考えてよろしいですか。

介護高齢課長 訪問介護につきましてはマイナス改定だったかと思しますので、昨年度に戻して、さらに、僅かですけれども、0.61%上がっていますので、改善はされていると思っております。

上村 正朗 大変ありがとうございます。基金、十何億円もたしかたまっていたと思うので、非常に有効に活用していただいてありがたいと思います。それで、もう一つあれなのですけれども、訪問介護事業所の燃料費支援金のことでいうと、車1台、ヘルパーさんが乗るヘルパーさんの車に月3,000円で、7キロ以上のところのお客様というか、高齢者のところに行ったら、その都度、1日、7キロのところを何回も行くわけだと思いますけれども、何回行っても1日50円を加算するということでしょうか。

介護高齢課長 例えば事業所から10キロ離れている利用者さんのお宅をその日は5件回りましたということはあるかと思うのです。AさんからDさんのところまでだあっと回っていきますとなっても、Aさん分50円、Bさん分50円、Cさん分50円というような形で、1日に7キロ以上離れているおうちに訪問すれば、もうそれで50円加算という形になってございます。

鈴木委員長 私も認定調査経費の中で、その実態というか、認定調査員の専門員ですか、調査状況というか、1人1日当たりとか、その人のエリア件数というか、大体どれぐらいの見当で調査を行っておりますでしょうか。

介護高齢課長 うちにおります調査員が1日当たりどのくらい調査を行っているかということでございますか。少々お待ちください。

介護保険室長 1人当たり午前、午後1件ずつの訪問になります。調査員1人で午前1件、午後1件。記録の日も設けてあります。

鈴木委員長 私なぜその辺りをお聞きしたかと申し上げますと、認定調査に関して、第1回介護認定等々のときにはやっぱり調査員と家族の方と、そしてまた本人を含めた形の中でお話を聞くという機会があると思っておりますのですが、それで今働き方改革の中でもありますのですが、なかなかうちの方もお休みを取って、その時間に合わせて対応するというような方もおられまして、中には生計を共にしておって、なかなか

かその辺りお休みを取ったり、抜けるとなるとやっぱりその辺りでの生活費のところにも若干なりともそれが関わってくるというような現実がありまして、できれば調査員の方も、調査日程も土日とは限らず、夜間はちょっといかがなものかと思うのですが、そういうような格好で訪問していただきながら調査をしていただくというような格好ではいかがでしょうか。

介護高齢課長 確かにそういった御家庭の事情もいろいろあろうかなとは思いますが、やはり1週間で休んでもらわなくてはいけない日数もありますし、今介護の申請も、調査の件数も非常に多くて、何とか申請から一月の間で認定出そうということで取り組んでいる最中でもございまして、全てが、全部が全部土日とか、そうした時間に融通利かせてということはなかなか難しいような状態ではあります。今後また調査員の数だったりとか調査の方法、委託とか、直営でやる分のバランスなど、その辺ちょっと考えさせていただきながら、今後検討させていただくこととさせていただきたいと思います。

鈴木委員長 その点も念頭に置いていただきながら、やはり今度は職員の方の土日が出勤するとか、代休を取るとか、そういうところにも発展されていくと思いますので、その点を踏まえて、その辺り検討しながら進めていただければと思っていますので、よろしく願いいたします。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第139号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

○以上のとおり本委員会に付託された案件の審査を終了し、本委員会の報告を委員長に一任することを決め、閉会する。

委員長（鈴木一之君）閉会を宣する。

(午前11時42分)